

不動産鑑定業者（青森県知事登録）の「新規」登録

【手続対象者】 青森県内のみで不動産鑑定業を営もうとするとき

【手数料】 15,600 円の青森県収入証紙

【提出時期】 登録を受けようするとき

【提出部数】 正本 1 部

	提出書類	様式	法 人	個 人	備考
1	登録申請書	別記様式第七 表（第一面）、裏（第二面）	○	○	
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八添付書類（イ）	○	○	
3	不動産鑑定士及び鑑定士補の 氏名を記載した書面	別記様式第八添付書類（ロ）	○	○	
4	申請者（法人の場合役員全員） が法第 25 条第 1～5 号に該当し ないことを誓約する書面	誓約書 法人： 「当社は」及び「私ども役員 は」（役員 1 名の場合は「私 は」）	○	○	法第 25 条 1～5 号に該当しないことを誓約す る書面については代表者の名前で提出、役員全 員の連名で提出のどちらでもよい
5	法人自体が法第 25 条第 1、2、 4、5 号に該当しないことを誓約 する書面	個人：「私は」	○	—	
6	法第 35 条第 1 項に規定する要 件を備えていることを証する 書面	専ら当該事務所において勤 務を命じたことを証する書 面（辞令、異動通知書の写し）	○	○	申請者自身が専任の不動産鑑定士を兼任して いる場合は不要（登録申請書第二面にその旨を 付記）
7	申請者の略歴書（法人である場 合は役員のもの）、事務所ごと の専任不動産鑑定士の略歴書 及び略歴書一覧		○	○	法人の場合は役員全員 役員とは：業務を執行する役員・取締役・ 執行役・これらに準ずる者 （監査役・監事・部課長等の役付き職員は含ま ない）
8	定款又は寄付行為		○	—	・「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載 のあるもの ・代表者による原本証明が必要
9	登記事項証明書		○	—	・現在事項全部証明書 ・概ね 3 ヶ月以内に発行されたもの ・写しの場合は代表者による原本証明が必要
10	個人の申請者及び専任の不動 産鑑定士の住民票抄本等		※	※	※住民基本台帳ネットワークシステムに加入 している市町村に住民票がある場合は不要 ・住民票と住所地が異なる場合は、これに変わ る書面
11	事務所案内図等		○	○	次の場合は、賃貸借契約書等の事務所の所在 等が確認できる書類の提出も必要です。 法人：商業登記されていない事務所の場合 個人：住所地以外の場所に事務所がある場合
12	専任不動産鑑定士の資格を証 明する書面		○	○	専任不動産鑑定士の鑑定士資格を証明するも の（鑑定士登録番号の確認できるものの写し）